

公立陶生病院組合公告

プリペイドカードシステムによるテレビ、冷蔵庫、課金タイマー、金庫等組込式の床頭台システム設置にかかる貸付業務に関する制限付き一般競争入札については、次のとおりである。

平成23年5月9日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 増岡錦也

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 設置物件 プリペイドカードシステム床頭台等
- (2) 設置場所 瀬戸市西追分町160番地（公立陶生病院）
- (3) 設置機器概要 別紙募集要項のとおり

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの間において、瀬戸市から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 平成22・23年度瀬戸市物品の納入等入札（見積）参加資格者名簿に対象品目（03 役務の提供等）に係る業種が登録されている者であつて、過去3年間に愛知県内の200床以上の公的病院でメンテナンス付き床頭台システム等のリースを元請けとして2年以上継続して完了した履行実績を有していること。
- (6) 患者の支払う利用料金は、プリペイドカード1枚1,000円あたり、視聴時間は2,000分とし、冷蔵庫は、1日100円とする。
- (7) 設置機器のメンテナンス、補修、清掃及び集金等の業務は設置業者が行い、第三者への再委託は一切認めないものとする。
- (8) その他の法令、規則等に違反していない者であること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成23年5月17日（火）に資格確認申請者に対し、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

- ① 資格確認申請書の配布期間
平成23年5月9日（月）から平成23年5月13日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ② 資格確認申請書の提出期間
平成23年5月9日（月）から平成23年5月13日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ③ 時間
午前9時から午後4時まで（正午から1時までを除く）
- ④ 提出部数
1部
- ⑤ 提出場所
公立陶生病院 会計課
- ⑥ その他
（ア）書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
（イ）提出された書類は、返却しないものとする。
（ウ）過去3年間に愛知県内の200床以上の公的病院でメンテナンス付き床頭台システム等のリースを元請けとして2年以上継続して完了した実績を証明する契約書等の写し

4 入札執行の日時

- (1) 日時
平成23年5月25日（水） 午前10時
- (2) 場所
公立陶生病院 南棟 5階 第1会議室

5 入札保証金

- (1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成23年5月23日（月）までに納めなければならない。
- (2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - ① 制限付き一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保障保険契約を締結したとき。
 - ② 制限付き一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

6 入札の執行

- (1) 入札書は本人又は委任状を提出、確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。
- (2) 入札回数は5回（再度入札は4回）とする。
- (3) 資格確認の結果、制限付き一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- (4) 貸付料率（カード販売機の売上金額からカード精算機の精算金額を差し引いた金額に対する割合）の最も高い割合を提示した者を落札者とする。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 記名押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

8 契約

契約書の作成を必要とする。

9 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
 - ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

11 問い合わせ先

公立陶生病院 施設課施設係

瀬戸市西追分町 160 番地

電話 0561-82-5153 (ダイヤルイン)

公立陶生病院メンテナンス付き床頭台システム等設置者募集要項

1. 目的

公立陶生病院の入院患者の療養環境の充実、サービスの向上を図ることを目的とし、プリペイドカードシステムによるテレビ、冷蔵庫、課金タイマー、金庫（セーフティーボックス）等組込式の床頭台システム（以下「機器」という。）等を設置する事業者（以下「設置業者」という。）を募集する。

2. 募集内容

(1) 設置場所 愛知県瀬戸市西迫分町160番地 公立陶生病院の各病室等

(2) テレビアンテナ及びその配線の設置状況

テレビアンテナ及び設置場所までの配線については、地上波デジタル放送に対応済み。

(3) 設置機器及び台数

名 称	台 数
(1) 床頭台	449台
(2) ストッパー	449台
(3) 病室用薄型液晶カラーテレビ	449台
(4) 金庫（セーフティーボックス）	449台
(5) 冷蔵庫	449台
(6) 課金タイマー	449台
(7) アーム式薄型液晶テレビ（血液浄化療法室用）	29台
(8) 課金タイマー（血液浄化療法室用）	29台
(9) カード自動販売機	10台
(10) カード精算機	2台

※ 設置機器は全て新品とする。また、設置は当院の承認を受けてから行うこと。

※ 台数は、当院の状況により変更する場合がある。また、設置機器が当院の指示どおりのものでない場合は、設置許可を取り消す場合がある。

(4) 設置条件

機器の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規程に基づき、当院が設置業者者に対し、行政財産である建物の一部を賃貸する方法により行う。一時貸付けであり、借地借家法の適用はないため、貸付け契約の更新は認めないものとする。

ア 貸付料等

(ア) 設置期間

平成23年7月20日から平成28年3月31日までの4年9月間とする。

(イ) 設置に係る貸付料金

貸付料金はカード販売機の売上金額からカード精算機の精算金額を差し引いた金額に対する一定割合とし、最も高い割合（料金）の事業者を設置業者とする。

設置業者と決定した者が提示した入札価格（割合）の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって貸付料金とする。

なお、貸付料金は、当院の指定する方法により納付すること。

(ウ) 機器の設置

機器の設置は患者の利用に支障を来すことのないよう当院と十分に協議して行うこと。

(エ) 患者利用料金の設定

設置機器の患者利用料金は、プリペイドカード1枚(1,000円)当たり、テレビ視聴時間は2,000分、冷蔵庫は1日100円とする。

イ 設置業者の費用負担

(ア) 機器設置(アンテナコード含む。)及び移動等に係る費用

(イ) 設置機器の補修及び清掃等の保守管理業務に伴い必要となる消耗品の費用

(ウ) 設置業者の責による院内の破損に係る修繕費用

(エ) 貸付期間が満了したとき又は当院が許可を取り消した時の撤去等原状回復に係る一切の費用(テレビ、冷蔵庫等のリサイクル費用を含む。)

(オ) 利用者に損害を与えた場合の損害賠償に係る費用

(カ) 患者若しくは当院職員が故意又は重大な過失なく設置機器に与えた破損の復旧に係る費用

(キ) 天災による機器の破損に対する修繕等の費用

3. 設置する機器の仕様等

(1) 床頭台(449台)

ア 本体の外形寸法は、幅480mm、奥行き600mm、高さ1650mm程度とし、上段に収納庫を取り付けること。

イ 上段の収納は高さ300mm程度とし、扉はジャバラ観音開きとする。

ウ スライドテーブルまでの高さは720~780mm程度とする。

エ 床頭台は木製とし、引き出し、左右タオル掛け、スライドテーブル、ストッパー付きキャスターを備えたテレビ台、金庫、冷蔵庫組込式(一体型)のものとする。

オ 病室の壁面等と床頭台の裏面(又は横面)を金具とフックで取り付ける等転倒防止機能を備えた耐震性、安全性に配慮したものとする。取り付けは設置業者が行い、取り付けは病院の許可した方法によるものとする。

カ 引き出し、スライドテーブルの隙間に紙落ち防止の工夫を行うこと。

キ 引き出しは衛生面に配慮するとともに、内面をプラスチック製とする等、清掃が容易に行えるものであること。また、引き出し時にストッパーのかかる機能を有するものであること。

(2) ストッパー(449台)

キャスターに取り付けるストッパーは、一度の操作で四輪を同時にロック、解除できる機能を有すること。

(3) 病室用薄型液晶カラーテレビ(449台)

ア 国内メーカー製(パナソニック、東芝、ソニー、シャープ、日立等)の16インチ程度の薄型液晶ディスプレイでワイヤレスリモコン式であること。

- イ プリペイドカードにより使用できるもの。
 - ウ 地上波デジタル放送対応でBCASカードの盗難防止対策が施してあり、省エネ設計であること。また、BSデジタルチューナー内蔵であること。
 - エ 床頭台に固定され、アーム等で視聴角度調整が上下左右可能であること。また、テレビを視聴しない時は、収納台として利用できるものとする。
 - オ イヤホンはテレビ画面の前面にあること。
 - カ テレビリモコンは操作性が簡便なものであること。
 - キ 抗菌加工がされていること若しくは清拭による消毒、滅菌が可能なこと。
- (4) 金庫（セーフティーボックス）（449台）
- ア 大きさは、幅140mm×長さ320mm×高さ80mm程度とする。
 - イ 鍵はカード式又は鍵式とし、本体・扉部分は金属製とする。
 - ウ 床頭台の引き出し内に固定し、セキュリティ機能を施してあること。
 - エ 鍵の閉め忘れ防止機能を有すること。
 - オ 鍵の紛失時は、鍵の交換が早急かつ容易に行うことが可能であること。また、鍵の交換は設置業者が無償で行うこと。
 - カ 独自で施錠する構造であること。
- (5) 冷蔵庫（449台）
- ア 国内メーカー製で20リットル程度の容量を有し、片開きのドア又は容易に引き出せる引き出し式であり、静音設計であること。
 - イ 課金システムで、残数等の表示が分かりやすいこと。
 - ウ テレビと冷蔵庫の使用が同一のプリペイドカードで行うことができること。
 - エ 床頭台の下に組み込むものとする。
 - オ 内外装は抗菌仕様で、清掃がしやすいものであること。
 - カ 環境に配慮した製品であること。（ベルチェ方式）
- (6) 課金タイマー（449台）
- ア 小型かつ操作が容易なもので、タイマー表示が見やすいこと。
 - イ 1台でテレビ、冷蔵庫、両方の課金ができるものであること。
 - ウ カードの残高表示がわかりやすいよう残金額又は残り時間を表示する機能を有すること。
 - エ 床頭台に固定されていること。
- (7) アーム式薄型液晶テレビ（29台）（血液浄化療法室用）
- ア 国内メーカー製（パナソニック、東芝、ソニー、シャープ、日立等）の11インチ程度の薄型液晶ディスプレイでアーム固定式のワイヤレスリモコン式であること。
 - イ プリペイドカードにより使用できるもの。
 - ウ 地上波デジタル放送対応でBCASカードの盗難防止対策が施してあり、省エネ設計であること。
 - エ 視聴角度調整が上下左右可能であること。
 - オ イヤホンはテレビ画面の前面にあること。
 - カ テレビリモコンは操作性が簡便なものであること。

- キ 抗菌加工がされていること若しくは清拭による消毒、滅菌が可能なこと。
- ク テレビ及び課金タイマーはベッドに取り付けること。
- (8) 課金タイマー (29台) (血液浄化療法室用)
- ア 小型かつ操作が容易なもので、タイマー表示が見やすいこと。
- イ カード残高表示がわかりやすいよう残金額又は残り時間を表示する機能を有すること。
- ウ ベッドに取り付けること。
- (9) カード自動販売機 (10台) 及び (10) カード精算機 (2台)
- ア 院内において発行、精算等ができ、操作が容易であること。
- イ 精算において金額等の記録が行えること。
- ウ 1枚1,000円(消費税含む。)で販売することとし、精算は10円単位でできること。また、精算手数料は徴収しないこと。
- エ 当院への売り上げ報告のため、販売証明書が発行可能なこと。(2枚レシート発行機能があること。)
- オ 車椅子での利用が可能な低床型とすること。また、転倒防止及び防犯等の対策が十分に施されたものであること。
- カ カードのデザインは当院オリジナルのデザインとし、テレビ、冷蔵庫カードと表記すること。また、カードの裏面等に設置業者名・所在地・連絡先等が明記されていること。
- キ カード不良時の交換、補償等には柔軟に対応すること。

4. 設置機器の保守、管理

- (1) 設置機器の利用料金は、患者負担とする。
- (2) 設置機器の補修、清掃及び集金等は設置業者が行うものとし、第三者への再委託は一切認めないものとする。
- (3) NHK放送受信料 (BS放送分含む。)の契約及び受信料の支払い手続きについては、全て設置業者が行い、直接NHKに支払うものとする。後日、NHKとの契約書の写しを提出すること。
- (4) 売上金の集金は週1回以上実施すること。
- (5) 毎月当初に前月分の売上高等、当院が求める定期報告を行うこと。また、当院の要求に応じ、機器ごとの利用状況を報告すること。
- (6) 設置機器に係る電気料金は当院の負担とする。
- (7) 電池等の消耗品の交換、紛失したテレビリモコン等の補充は設置業者が無償で行うこと。
- (8) 部屋移動に伴い発生する冷蔵庫利用の未使用課金分については、返金に応じること。
- (9) 設置機器については、盗難防止対策を施すこと。
- (10) 保守等維持管理費は全て設置業者が負担するものとし、年1回以上冷蔵庫等の設置機器のメンテナンスを行うこと。
- (11) 当院が設置機器の故障等のトラブル対応について依頼した場合は、原則として1時

間以内に対応すること。時間外、土日、祝日、年末年始についても同様とする。

(12) 当院は、平成25年12月頃新棟建築を予定しており、機器が30台程度減少する見込みです。

5. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合から指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 平成22・23年度瀬戸市物品の納入等入札（見積）参加資格者名簿に対象品目（03 役務の提供等）に係る業種が登録されている者であつて、過去3年間に愛知県内の200床以上の公的病院でメンテナンス付き床頭台システム等のリースを元請けとして2年以上継続して完了した履行実績を有していること。

6. その他

ア 当院の都合により機器の移動を依頼する場合には、無償でこれに応じること。

イ 空きチャンネルを利用した入院案内放送等については、必要に応じて別途協議に応じること。

7. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、別に配布する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成23年5月17日（火）に資格確認申請者に対し、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

ア 資格確認申請書の配布期間

平成23年5月9日（月）から平成23年5月13日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 資格確認申請書の提出期間

平成23年5月9日（月）から平成23年5月13日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

ウ 時間

午前9時から午後4時まで（正午から1時までを除く。）

エ 提出部数

1部
オ 提出場所
公立陶生病院 会計課

① その他

- (ア) 書類提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は返却しないものとする。
- (ウ) 過去3年間に愛知県内の200床以上の公的病院でメンテナンス付き床頭台システム等のリースを元請けとして2年以上継続して完了した実績を証明する契約書等の写し

8. 入札執行の日時、場所

- (1) 日時
平成23年5月25日(水) 午前10時
- (2) 場所
公立陶生病院 南棟 5階 第1会議室

9. 入札保証金

- (1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成23年5月23日(月)までに納めなければならない。
- (2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
 - ① 制限付き一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保障保険契約を締結したとき。
 - ② 制限付き一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10. 入札保証金の還付

- (1) 入札保証金は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあつては、契約を締結したときに還付する。
- (2) 落札者から申出があつたときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

11. 入札の執行

- (1) 入札書は本人又は委任状を提出、確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。
- (2) 入札回数は5回(再度入札は4回)とする。

- (3) 資格確認の結果、制限付き一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

12. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

13. 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
 - ① 保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14. その他

- (1) この要項に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

15. 問い合わせ先

公立陶生病院 施設課施設係

瀬戸市西追分町 160 番地

電話 0561-82-5153（ダイヤルイン）